

「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの 総合的支援に向けた連携協定」の締結について

この度、東北経済産業局、福島県中小企業活性化協議会及び福島県信用保証協会は、増大する債務に苦しむ中小企業・小規模事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を促進するため、支援態勢構築に向けて、下記のとおり連携協定を締結しましたのでお知らせします。

記

1 連携協定の趣旨

本年3月に経済産業省、金融庁及び財務省が策定した「中小企業活性化パッケージ」に基づき、関係機関においては、新型コロナ対策としての事業者支援を実行しているところです。他方、原油価格・物価高騰等の社会情勢の変化も踏まえ、より多くの事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すため、「中小企業政策審議会金融小委員会中間とりまとめ(令和4年6月6日)」や「フォローアップ(令和4年6月7日)」において、中小企業活性化協議会と信用保証協会の連携強化などによる「中小企業活性化パッケージ」の更なる実行加速が求められています。

こうした状況を踏まえ、本年9月8日に経済産業省、金融庁及び財務省が「中小企業活性化パッケージNEXT」を策定・公表し、収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援をさらに加速するため、福島県中小企業活性化協議会、東北経済産業局、及び当信用保証協会の間で連携協定を締結することとしました。(今回、47都道府県単位で連携協定が締結され、基本的事項は全国共通です。)

ここでは、コロナ関連保証制度の利用先を中心に収益力改善等を連携して支援していくこととし、中小企業活性化協議会及び信用保証協会の連携を深化させ、強み・弱みを補完し合うことでより多くの事業者に支援を届けることができるよう、東北経済産業局主導のもと、実効的な支援態勢構築に向けた連携協定を締結します。

2 連携協定の内容

協定締結当事者は、福島県中小企業活性化協議会、福島県信用保証協会、東北経済産業局の3者とし、協定内容は以下のとおりです。

- ① 連携深化の前提としての対話と支援対象・内容の共有
- ② 信用保証協会を起点とした中小企業活性化協議会との連携（プッシュ型経営支援）
- ③ 中小企業活性化協議会を起点とした信用保証協会との連携
- ④ 中小企業及び経営者個人の破産回避に向けた積極的な連携
- ⑤ 外部意見を積極的に取り入れた更なる質向上の取り組み

3 協定締結日

令和4年9月15日（木曜日）

中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定

福島県中小企業活性化協議会と福島県信用保証協会は、「中小企業活性化パッケージ」も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促進するに当たり、以下の通り連携を一層強化し、対応する。

また、中小企業支援ネットワーク会議等において、連携状況を関係機関に共有し、地域における経営支援・再生支援の意識を醸成する。

1 連携深化の前提としての対話と支援対象・内容の共有

中小企業活性化協議会及び信用保証協会は、両組織の支援メニューについて実務者レベルでの理解を深めるとともに、中小企業支援ネットワーク会議等の既存会議体も活用し、経営支援・再生支援の対象や規模感、想定される支援内容等について、定期的に対話を行い、地域における支援効果の最大化に向けた認識の共有を図る。

2 信用保証協会を起点とした中小企業活性化協議会との連携（プッシュ型経営支援）

信用保証協会は、プッシュ型の事業者ヒアリングなどにより把握した事業者の状況を踏まえ、事業者・金融機関の意向も確認した上で、中小企業活性化協議会の「収益力改善支援」、「プレ再生支援・再生支援」、「再チャレンジ支援」を適宜紹介^(*)するなど、地域における支援効果の最大化に向け、中小企業活性化協議会と積極的に連携して適切な支援を講じる。

(*) 信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金の国の予算事業により支援を行っている事業者に対しては、中小企業活性化協議会の予算事業との重複が生じないように、紹介にあたり支援内容や目的が明確に異なるものとする必要があることに留意。

3 中小企業活性化協議会を起点とした信用保証協会との連携

中小企業活性化協議会は、認定経営革新等支援機関が行う経営改善計画の策定支援^(*)先事業者が信用保証付き融資を利用している場合には、事業者の状況を踏まえ、事業者・認定経営革新等支援機関及び信用保証協会の意向も確認した上で、経営サポート会議による金融調整の場の提供⁽²⁾、計画策定後における外部専門家派遣による計画の実行支援といった信用保証協会による支援の活用を提案⁽³⁾するなど、中小企業の経営改善が円滑に進むよう適切な支援を講じる。

(*) 認定経営革新等支援機関による「経営改善計画策定支援事業」を活用して行う支援。

(2) 経営サポート会議の活用を提案する場合は、金融機関の意向確認も必要である点に留意。

(3) 提案においては、中小企業の円滑な経営改善支援を念頭に、事前に信用保証協会による支援の活用可能性について十分に検討するものとする。また、認定経営革新等支援機関が行う経営改善計画の策定支援と信用保証協会が行う専門家派遣による計画の実行支援との間で、例えば計画の実施状況に係るモニタリングと実行支援後のフォローアップ支援など、予算事業の重複を生じないように予め整理する必要があることに留意。

4 中小企業及び経営者個人の破産回避に向けた積極的な連携

中小企業活性化協議会及び信用保証協会は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」も踏まえ、中小企業及び経営者個人の破産回避に向け、積極的な連携の下で対応を進めていく。

5 外部意見を積極的に取り入れた更なる質向上の取組

経済産業局、中小企業活性化協議会及び信用保証協会は、一層の支援の質向上に向け、中小企業活性化協議会や信用保証協会の取組に対する関係者の生声・意見を収集し、定期的に共有する。

令和4年9月15日 東北経済産業局長

福島県中小企業活性化協議会

公益財団法人福島県産業振興センター理事長

統括責任者

福島県信用保証協会会長

戸邊 千広

松崎 浩司

阿部 邦昭

畠 利行